

ガス事業の託送料金制度について

2026年6月8日

資源エネルギー庁

1. 前回の議論の整理

2. 個別論点

- 託送料金におけるエスカレ反映**
- 事業報酬**

1. 前回の議論の整理

2. 個別論点

- 託送料金におけるエスカレ反映
- 事業報酬

前回の御意見（まとめ）

- 前回の本WGにおいては、託送料金制度の今後の検討に関して以下のようなご意見をいただいた。
 - コストと料金の反映にタイムラグが存在することが、制度上の本質的な課題ではないか。エスカレーションはあくまで暫定的な対応と位置付けられ、変分改定や届出制度の拡充等により、より迅速にコストを料金へ反映できる仕組みの整備が基本的な方向性ではないか。
 - エスカレーションの導入に当たっては、物価上昇局面への対応にとどまらず、下落局面にも機能する対称的な制度設計が必要とされる。また、予測値と実績値の乖離が生じた場合の事後調整の在り方を明確化し、制度全体としての整合性と規律を確保する必要がないか。
 - 予測に基づく原価算入には不確実性が伴うため、事後規律が限定的である場合には、保守的な見込み設定により過大算入を抑制する考え方が重要。また、客観的指標に基づく透明性の高い手法の導入や、事業者・行政双方の事務負担を抑制する観点からの効率的な制度設計が必要。
 - 託送部門が自然独占である一方で、小売部門が競争市場にある構造を踏まえ、託送料金の上昇が小売事業者や需要家に与える影響への配慮が求められる。また、料金水準や内訳が消費者にとって分かりにくいとの指摘もあり、情報開示の充実や料金の予見性確保等により、透明性と納得性の向上を図る必要がある。
 - 制度全体の設計に当たっては、事業者間の特性や規模差を踏まえつつ、効率性、持続可能性、安定供給の確保を総合的に考慮することが重要である。さらに、過度な負担増のみならず、投資不足や保安リスクといった負の影響も回避する観点から、バランスの取れた制度運営を志向する必要がある。

前回WGにおける主な御意見①

- 託送料金への物価変動の反映に当たっては、事業者ごとの個別算定では事務コストが過大となるため、統一的な指標を導入することで効率化を図るべきである。特に多数の事業者が存在するガス分野においては、制度設計そのものが社会コストに直結する点に留意が必要である。また、託送部門は自然独占である一方、小売は競争市場であるという構造の下、託送料金の上昇が小売競争に与える影響を懸念する。競争環境下では託送料の上昇分を小売料金に転嫁できない可能性があり、その場合、小売事業者、とりわけ中小事業者に負担が集中するおそれがある。したがって、コスト上昇の負担の帰属を明確化し、導管事業者・小売事業者・需要家の間で適切に分担する制度設計について検討する必要がある。
- 本質的な課題はコストと価格の反映にタイムラグがある点にあり、エスカレーション導入は暫定的対応に位置づけられる。優先すべきは変分改定や届出制の拡充などを通じてラグを縮小する制度設計である。エスカレーションは予測の枠組みの問題と整理でき、一定の合理性は認められるが、物価上昇予測時のみ申請を行うような機会主義的行動を誘発するリスクがある。このため事後評価の実効性確保とモニタリング体制の強化が不可欠である。また、導入後の検証結果に応じて制度見直しを行う柔軟性も必要となる。さらに、実務負担を踏まえれば客観的指標に基づくシステムティックな手法が望ましく、費用項目ごとの指標設定とトレンド予測を精緻化することで、審査効率向上とラグ縮小の双方に資する仕組みの構築が求められる。

前回WGにおける主な御意見②

- エスカレーションの具体的手法の検討に先立ち、予測値と実績値の乖離が生じた場合の事後調整の在り方を明確にすることが制度設計の前提である。電力制度では、予測が外れた場合でも次期において調整が行われるため一定の誤差は許容されるが、現行のガス制度は変更命令の発動要件が限定的であり、乖離があっても是正されない可能性がある。そのため、現行の制度を継続する前提であれば、総括原価方式の趣旨に基づき予測は保守的に設定する必要がある。また、需要見通しにおいても過大推計の事例が存在しており、フォアキャストの不確実性を前提とした慎重な設計が求められる。加えて、多数事業者に伴う申請・審査コストの増大も重大な政策制約であり、効率的かつ規律ある制度運営を可能とする設計が不可欠である。
- ガス事業の制度設計に当たっては、事業者間の同質性に関する認識を適切に整理する必要がある。実際には技術基準等により設備・業務の共通性は高く、電力と同様に一定の類似性を有する構造と捉えるべきである。また、エスカレーションを原則不算入とする現行審査要領は重要な制度基盤であり、その導入経緯を整理した上で見直しを議論する必要がある。目先の物価動向に応じた変更を繰り返すと制度の一貫性が損なわれるため、過去の議論を踏まえた体系的検討が不可欠である。その上で、エスカレーションを導入する場合は、上昇時のみならず下振れ時や見込み誤差への対応を整理すべきである。

前回WGにおける主な御意見③

- エスカレーション導入に当たっては、事後評価による適正性確認が不可欠であるが、その実効性には大きな課題がある。第三者評価を活用したとしても内部情報の把握には限界があり、詳細な検証を行うための審査コストは極めて大きくなる。このため、制度として成立させるためには、過不足精算が確実に機能する仕組みが必要。一方、こうしたコストを踏まえると、頻繁な料金改定による対応の方が合理的となる可能性もあり、制度間比較の視点が重要となる。条件が整えばエスカレーションは有効であるが、自動反映は企業努力を阻害するため、一定の裁量を残した柔軟な設計が望ましい。また、過去の鉄道事例に見られるように、価格規制の在り方は事業の持続性に直結することから、エネルギー間競争も考慮した水準設定が必要である。さらに、過度なコスト削減による保安リスクや投資不足にも留意し、値上げ抑制だけでなく過小投資の監視も含めたバランスある制度運営が求められる。
- エスカレーション導入の前提として、事後評価・調整の枠組みを踏まえた制度設計が不可欠である。その上で実装を図る場合には、執行コストや監督リソースの制約を考慮すると、客観的な指標データに基づく変動率の採用が実質的に唯一の現実的手法となる。恣意性を排除しつつ効率的に運用する観点から、指標ベースの制度設計が求められる。
- 託送料金は最終的に需要家が負担するものの、その水準や内訳は消費者にとって見えにくく、原価算定の適正性に対する理解も十分とは言えない。このため、託送料金の仕組みや原価構成についての情報開示を強化する必要がある。エスカレーション導入については理解を示しつつも、将来的な家計負担への影響を可視化し、消費者の納得性を高めることが重要である。

前回WGにおける主な御意見④

- エスカレーションの参照指標は蓋然性と運用効率性の両立が重要であり、地域指標の活用も含め柔軟に検討すべきである。他方、指標の過度な多様化は検証負担を高めるため、選択条件の明確化が必要となる。また、上昇・下落双方に対応する対称的な仕組みとすることが不可欠である。変分改定についても例外的発動のルールを明確化し、制度の柔軟性と予見性を両立させることが求められる。
- 総括原価方式の維持とエスカレーション導入方針に賛同する。今後は統一指標と個別算定の比較を含め、コスト効率の観点から具体手法を検討する必要がある。また、事業規模の差異を踏まえた制度適合性の検証も重要である。
- 電力分野の知見を踏まえ、客観的指標に基づく透明性の高い制度設計が必要である。また、多数事業者による申請・審査は社会コストを大きく押し上げるため、制度の簡素化・効率化が不可欠である。実務上も料金改定には長期間を要しており、制度負荷を踏まえた検討が求められる。
- エスカレーション導入方針に賛同しつつ、効率性と持続可能性のバランスを重視した制度設計が必要である。対象費目や構成比の明確化により、議論の実効性を高めることが求められる。
- 指標設定については全国一律と地域別の妥当性を検証する必要がある。また、個別算定に伴う客観性確保の難しさを踏まえ、事後評価を含めた統合的で透明性の高い制度設計が求められる。

前回WGにおける主な御意見⑤

- 総括原価方式維持とエスカレーション導入に賛同する。物価上昇環境下では制度見直しは合理的であり、安定供給と財務基盤確保の観点から早期制度化が望まれる。多様な事業者実態を踏まえ、関係者への影響に配慮した総合的な制度設計が必要である。
- 託送料金改定の増加は小売事業者の負担を通じて需要家に影響するため、予見性確保と周知期間の確保が重要である。また、システム改修等の実務負担にも配慮し、機動性とのバランスを考慮した制度設計が求められる。

託送料金制度の今後の検討

- ガス導管事業において、人口減少・高齢化を受け、今後担い手不足に陥ることが予測される。事業者においては、インフラの維持や保安対応に加え、スマートメーターをはじめとするDX・AI等の活用による省人化・省力化が必要であり、ガス事業者が健全な発展をするためには、これらの投資を着実に進めていくことが必要。
- 事業者においては、こうした投資を着実に進め、安定供給の確保につなげていくため、自社の経営効率化と同時に必要な料金回収を進めることが必要。その際、需要家の保護と、自社を取り巻く経営環境への対応という視点から、必要な料金を設定することが求められる。
- こうした認識を大前提とした上で、これまでのWGでいただいたような、経済社会構造の変化に対するより円滑な対応や社会コストの抑制といった観点も踏まえつつ、制度の枠組みを検討する必要。
- 今回は、前回の御議論なども踏まえ、エスカレーション反映を可能とする当面の仕組みや、事業報酬等の制度に係る今後の検討課題などについて御議論いただきたい。

1. 前回の議論の整理

2. 個別論点

- 託送料金におけるエスカレ反映

- 事業報酬

全体の検討事項

- 本日のWGにおいては、エスカレーションの反映に係る議論として以下の項目を検討し、議論を踏まえて全体を整理することとしたい。
 - ✓ 変動予測の導入に際しての確認の在り方
 - ✓ 料金算定時の変動予測の反映方法
 - ✓ 変動を織り込むべき費用項目と採用すべき指標の考え方

【参考】ガス導管事業の料金規制の考え方

- 一般ガス導管事業においては、導管網という自然独占性の強いインフラを担い、競争による料金抑制が期待できないことから、需要家保護と設備投資の回収、安定供給確保の観点から、総括原価方式の規制料金が採用されている。
- 託送料金については、事前の審査により、その適切性・適正性を個別に確認するとともに、事後評価により、ストック・フローの両面から総括的に託送収支の状況を確認している。

託送料金審査

【現行法での規制】

1. 料金は託送供給約款の記載事項であり、値上げの場合は変更約款の認可が、値下げの場合は変更約款の届出が必要である。
2. 料金は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものである必要がある。
3. 料金が定率又は定額をもって明確に定められている必要がある。

【託送料金審査】

- 託送供給約款料金が、算定規則に則って算定されていることを前提とする。
- 一般ガス導管事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（原価等）について、その適正性を審査した上で、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行う。
- 料金が定率又は定額をもって明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。

+

事後評価

- 導管事業者の①効率化・託送料金の低廉化と②将来にわたる質の高いガス安定供給の両立を実現するため、各事業者の収支状況等について、事後評価を行っている。

ストック
管理

- 当期超過利潤累積額が一定水準額を超えているか確認する。
- 一定水準額を超過した事業年度の翌々事業年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ、変更命令が発動される。
- なお、一定水準額については、事業報酬額、あるいは、本支管投資額の5年間平均のいずれかを用いることとされている。

+

フロー
管理

- 想定原価と実績原価の乖離率が一定の比率（▲5%）を超えているか確認する。
- 現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者の説明を求める。
- 一定の乖離率を超えた事業年度の翌々事業年度開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令が発動される。

事業環境を踏まえた託送料金制度の在り方（全体像）

- 小売全面自由化時における託送料金の一斉改定以降、料金原価を洗い替えていない事業者が多く、そのような事業者は当時算定した託送料金をそのまま活用している状況。
- 託送料金の値上げは、原価の洗い替えによる対応が原則。ガス導管事業者は託送料金について需要家等への丁寧な説明が求められること、また、一斉改定時の原価等を活用し続けるのではなく、足元の経済状況を踏まえた原価等に洗い替えることが適切であると思われることから、**今般の見直しに伴い物価等の変動を反映する際にも、洗い替えによる対応が原則として考えられる。**
- 手続きの柔軟性や即応性の観点から、これまで変分改定や届出制の在り方についても意見をいただいている。変分改定は、事業者の経営努力では吸収できない外生的なものが対象となっている。労務費や修繕費等の特定の原価に変分改定を反映させる場合、これらの費用は想定需要や全体の工事量等、他の項目と連動して決まる要素が大きく、見直しの手続きは簡便にはなる一方、他の要素と切り離されることで、かえって需要家等への説明性を損なうおそれ。
- 届出制を見直し、将来の中期的な経済社会情勢の変化の見通しを反映して料金算定する場合、その見通しがどの程度乖離しているのかを確認するときは、現在の認可制よりもより厳格に確認することが必要となり、事後的な料金の見直しがより頻発する可能性。事前手続きの簡便化と事後規律の厳格化は、多様な事業者が存在する中で、むしろ社会コストを増加させる可能性。
- さらに、以上のような手続き制度については、同じガス事業を行う事業者間の公平性や、事業者の予見性が損なわれるおそれがあることから、事業者ごとに差別化して設計することは困難。現時点における託送料金制度の在り方としては、**現在の認可制度を前提とした制度設計**とすることとしてはどうか。他方で、社会コスト低減の観点から、実際に申請があった際に、**個別の審査の中で重点的に確認すべき項目を整理するなど、審査の工夫を検討すること**としてはどうか。

【参考】ガス導管事業者の料金改定

- 一般ガス導管事業者は全国各地に100者超存在し、企業規模も様々であるが、託送料金を値上げする場合、総原価の洗い替えによる見直し及び認可申請を行う必要。
- 他方で、事業者間精算費や合成メタン等調達費相当金のような他律的な要因により、託送料金の改定を行う場合には、変分改定が認められている。

導管事業者の料金改定に係る申請方式について

	値上げ	値下げ	その他
一般ガス導管事業者（189社）	認可申請	届出	認可申請（変分改定） （他律的な要因（事業者間精算費及び合成メタン等調達費相当金）に係る値上げのみ）
うち、供給条件を届け出ている承認事業者（※）（0社）	届出	届出	—
うち、供給条件を届け出していない承認事業者（※）（70社）	—	—	—
特定ガス導管事業者（29社）	届出	届出	—
うち、供給条件を届け出ている承認事業者（※）（2社）	届出	届出	—
うち、供給条件を届け出していない承認事業者（※）（4社）	—	—	—

（※）ガスメーター取付数又は契約件数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、経済産業大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。ただし、当該承認を受けた事業者は、その供給区域における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業大臣に届け出なければならない。

変動予測の導入に際しての事前・事後の確認の在り方

- 前回の議論においては、物価上昇・下落両面にも機能する制度設計の必要性や、予測値と実績値の乖離が生じた場合の事後調整の必要性と、そのバランスの観点から、保守的な指標の導入の必要性について指摘をいただいた。
- これらの点は、電気事業におけるレベニューキャップ（RC）制の考え方も、検討の参考となりうる。RC制においては、5年ごとの計画認定が前提となっており、当期の予測と実績の乖離を次期に調整することを円滑に行うことが可能。他方、ガス事業は総括原価方式による不定期な料金見直しが前提となり、必ずしも、RC制のような調整スキームとなじまない部分も存在する。
- こうした点も踏まえつつ、以下のような考え方に基づき、変動率反映の枠組みを整備してはどうか。
 - 変動率の反映が過大にならないよう、国において参照すべき指標（変動予測）を定め、各事業者は料金の見直し時に適宜反映
 - 実績の確認については、現在の事後評価におけるストック・フローの管理による総括的な収支の確認を前提としつつ、その中で、指標の予測値と実績値の確認を行う
 - なお、当該確認を行うタイミングは、原価算定期間終了後の事後評価のタイミングなどが考えられる

料金算定時の変動予測の反映方法

- 指標に対する事後的な確認について、他の原価項目の変動もある中、指標のみに着目して厳格に評価することは、その時点における事業全体の収支と必ずしも整合するものとはならない。そのため、現在のストック・フローによる総括的な事後評価による確認を前提としつつ、実績の確認を行うものとした上で、料金算定時については、国が指標を適用することができる費用や適用すべき指標を保守的に定めるなど、将来予測の導入の扱いをより厳格なものとする事としてどうか。
- 変動予測の反映方法としては、過度な算定を抑制し、保守的な見込みの下で料金算定する必要性の観点や、各社によって総費用に占める各費用の構成割合が異なる点などを踏まえると、**変動率を織り込むことが可能な項目を整理し、費用ごとに変動率を反映した上で、それぞれ算定した費用全体を積み上げて総原価を算定する**ことが考えられる。
- その場合、以下の費用の中で、どの項目にどのような指標（変動予測）を織り込むことを許容できるか整理する必要。

(参考) ガス事業託送供給約款料金算定規則による料金算定

- 一般ガス導管事業者が託送料金を定めようとする、又は値上げ改定をする場合（認可申請）は、原価等として以下費用を算定する。

営業費																												
労務費	修繕費	電力料	水道料	使用ガス費	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	租税課金	試験研究費	教育費	需要開発費	たな卸減耗費	固定資産除却費	貸倒償却	雑費	需給調整費	合成メタン等調達費相当金	需要調査・開拓費	事業者間精算費	減価償却費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目

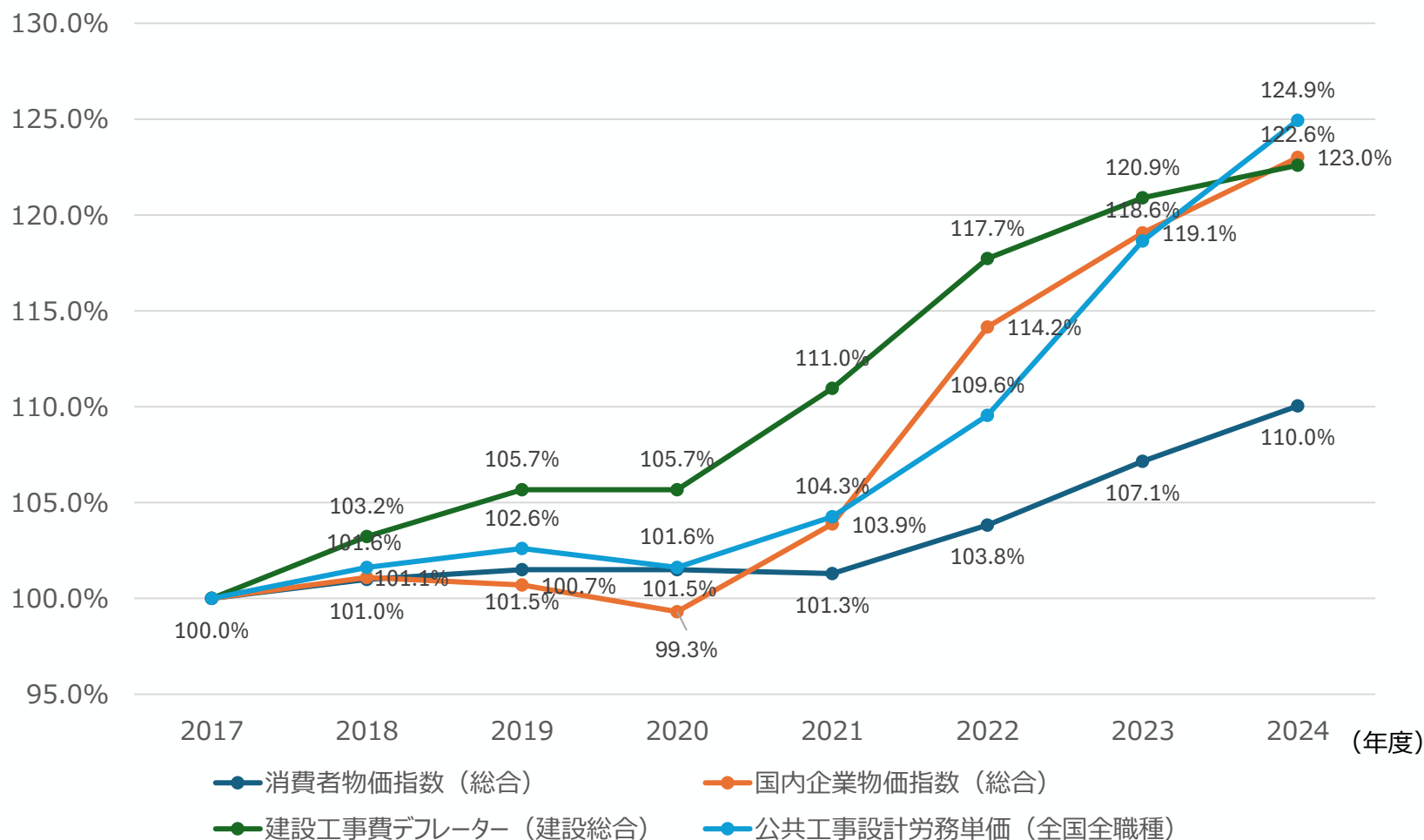
個別に算定方法が定められている費用

原価算定期間中におけるガス需要計画等に対応した適正な見積額とする費用

主要指標の動向

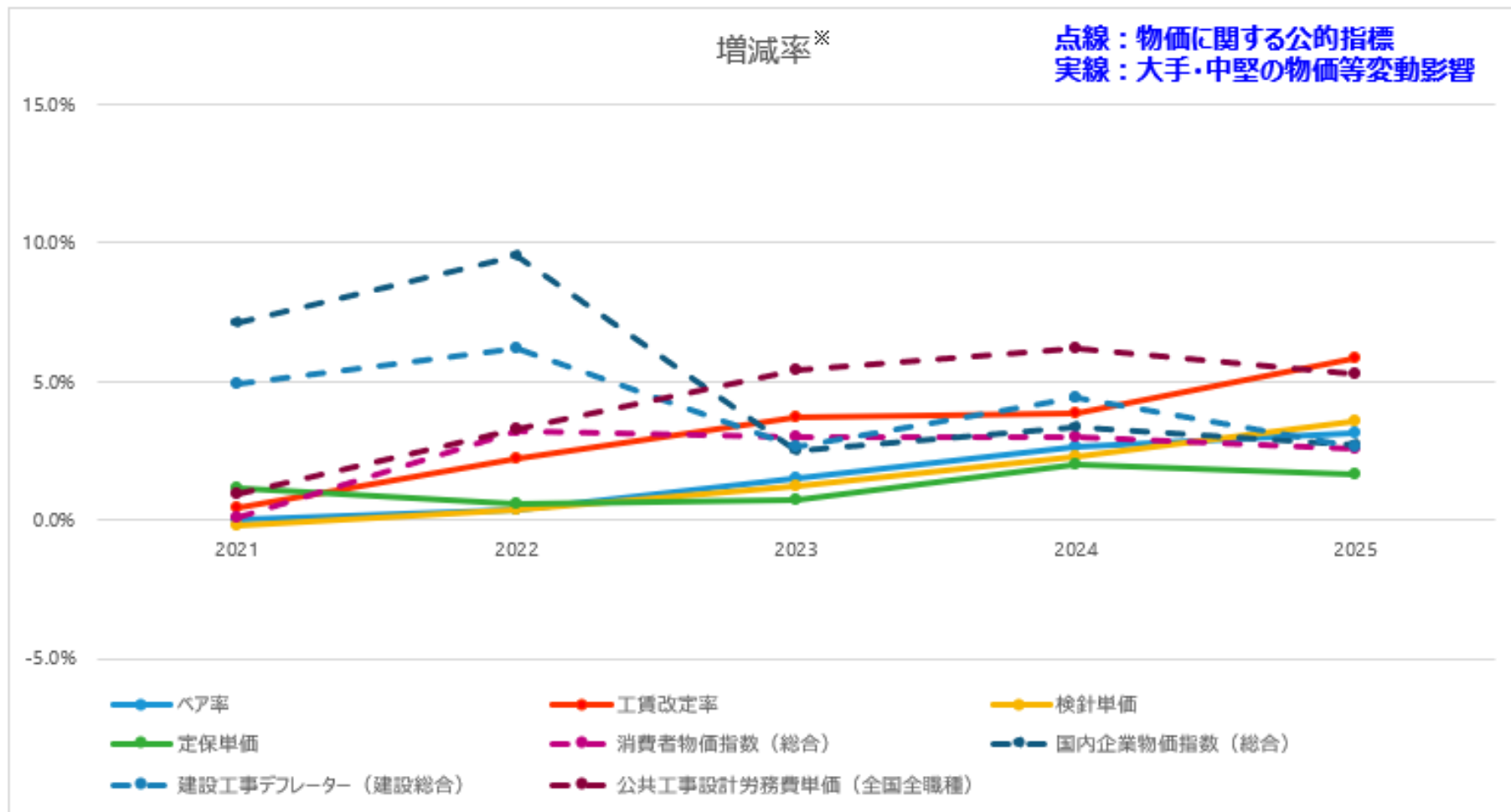
- ガス小売全面自由化以降の各種指標の動向について確認すると、特に2021年以降、上昇傾向が顕著である。

主要指標の推移（2017年度基準）



物価に関する公的指標および大手・中堅の物価等変動影響の推移②

- 大手・中堅の物価等変動影響に関する増加率は、概ね上昇のトレンドで推移しており、特に直近3か年では公的指標を上回る主要指標も確認されている。



※ 大手・中堅の増減率を単純平均し算定

(出典) 日本ガス協会による各社データ集計

変動を織り込むべき費用項目と採用すべき指標の考え方

- 一般ガス導管事業者のベア率や工賃改定率等の動向は、公的指標と同様の上昇傾向がみられており、これらの傾向を踏まえても、**事業者の費用項目の中でも何らかの変動予測を織り込む合理性は存在。**
- 各費用項目のうち、例えば労務費や委託作業費のような**変動予測を採用することがなじむもの**、合成メタン等調達費相当金や事業者間精算費のような**変動予測を採用することがなじまないものを峻別することが必要**であることから、他の制度における議論も参考にしつつ、整理してはどうか。
- あわせて、参照すべき指標については、**消費者の負担抑制の観点**からは、ほかの指標よりも緩やかに推移している**消費者物価指数をベースに検討することが一案**であるが、**費用の性質も踏まえ、建設工事費デフレーター等の他の指標の参照の可能性も検討してはどうか。**
- また、費用によっては変動予測を採用するのではなく、**第三者による意思によって決まるような外生的な要因の影響を受けるものがある可能性も踏まえ、変分改定の対象とすることを検討**していくこととしてはどうか。

【託送料金の費用項目】

営業費																												
労務費	修繕費	電力料	水道料	使用ガス費	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	租税課金	試験研究費	教育費	需要開発費	たな卸減耗費	固定資産除却費	貸倒償却	雑費	需給調整費	合成メタン等調達費相当金	需要調査・開拓費	事業者間精算費	減価償却費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目

【参考】建設工事費デフレーター

- 建設工事費デフレーターとは、**建設工事に係る名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で、国内の建設工事費全般を対象とし、毎月国土交通省が作成、公表している指標。**
- 建設工事の多くは、現地一品生産という特性のため、一般の製品の物価のように市場価格の動きでは直接的にとらえることができない。そのため、**建設工事費を構成する労務費や個々の資材費の価格指数をそれぞれの構成比（ウエイト）をもって総合する投入コスト型で算出する手法**をとっている。
- この構成比は5年ごとに作成される「建設部門分析用産業連関表」の結果等を用いており、建設工事費デフレーターの基準改定についても、これに合わせ5年ごとに行っている。
- 労務費・個々の資材費等のウエイト
 - 建設工事費デフレーターの労務費・個々の資材費等のウエイトは、平成27年建設部門分析用産業連関表及びその作成基礎資料、建設投資推計等を用いて作成される。
- ウエイトに対応する物価指数等項目
 - 投入コスト型で作成されるデフレーターには132項目。
 - 物価指数としては、労務費は毎月勤労統計調査（厚生労働省）、個々の資材・サービス等は、企業物価指数（日本銀行）、企業向けサービス価格指数（日本銀行）、消費者物価指数（総務省）から適切な物価指数等を採用している。

2. ④制度措置の対象とする費用項目

- 制度措置の対象とする費用項目について、基本的には、物価等上昇の影響を受ける費用項目を対象とすべきと考えられる。
- 一方で、制御不能費用、事後検証費用、控除収益については翌期調整対象※1であり、物価等上昇の影響がある場合にも個別に検証・調整が可能のため、今回の制度措置については対象外とすることが適当。
- また、廃炉等負担金※2や離島等供給に係る収益※2、離島等供給に係る燃料費※3、除却損※4といった物価等上昇の影響を受けない項目も対象外とすることが適当。
- このため、上記を除いたOPEX、CAPEX、その他費用、次世代投資費用を制度措置の対象としてはどうか。

<制度措置の対象とする費用項目>

原価区分	費用項目の例
OPEX	委託費、研究費
CAPEX	減価償却費、取替修繕費
その他費用	修繕費（上記区分費用以外）
次世代投資費用	委託費、修繕費、研究費

<制度措置の対象外とする費用項目>

原価区分	費用項目の例
制御不能費用	（既設分）減価償却費、賃借料、公租公課
事後検証費用	託送料、事業者間精算費
事業報酬	
控除収益	電気事業雑収益

※1 制御不能費用のうち主たる費目である減価償却費は物価等上昇の影響を受けない。事後検証費用、控除収益は物価等上昇の影響を受けるものの、第1規制期間の制度措置にあたっては翌期調整項目であるため対象外と整理

※2 廃炉等負担金、離島等供給に係る収益は市況に連動して増減する性質の費用収益ではないため対象外

※3 離島等供給に係る燃料費については、離島ユニバーサルサービス調整制度によって燃料価格の変動相当分が毎月調整されるため対象外

※4 除却損は既存設備の残存帳簿価額の償却であり、物価等上昇影響を受けないため対象外

【参考】電気の託送料金（レベニューキャップ制度：RC）の議論の動向

令和7年12月16日
第72回料金制度専門会合
資料3から抜粋

2. ⑥適用する客観的な公表指標 – 採用指標の考え方

- 各案の特徴、及び制度措置における考え方は以下のとおり。
- 可能な限り実態に即した指標を適用する観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事業者の賃上げ等にも資する観点からは、案②が適当と考えられるのではないかと。

参考：送配電網協議会試算における2024年度分物価等上昇率+9.6%（費用項目+7.4%、投資項目+17.2%）

適用指標	考え方	2024年度における適用指標上昇率 及び送配電網協議会試算との整合性	メリット・デメリット
案①	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用全体に一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ 他国（例：ドイツ、ノルウェー）においても、消費者物価指数を用いて制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+6.3% ➢ 費用項目の上昇率は概ね整合。 ➢ 投資項目の上昇率は大きな乖離。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が抑えられる。 ➢ 電気工事業者の賃上げ等が困難となるおそれ。
案②	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用項目は一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ 投資項目は、主として送変配電設備の建設工事であることを踏まえ、電力設備の建設工事にかかる企業物価や賃金指数等を含めた総合指数である建設工事費デフレーター（電力）を適用。 ➢ 他国（例：英国）においても、消費者物価指数をベースに他の指標で補正を行う制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+6.8% (費用項目+6.3%、投資項目+7.8%) ➢ 費用項目の上昇率は概ね整合。 ➢ 投資項目の上昇率も、可能な限り工事契約の実態を客観的な指標で反映することで、案①と比べて乖離幅が縮小。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が一定程度抑えられる。 ➢ 電気工事業者の賃上げ等が可能。
案③	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者の事業運営は、主として企業間取引で行われていることから、費用全体に国内企業物価指数（総平均）を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+12.2% ➢ 試算より全体の上昇率が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が大きくなる。 ➢ 電気工事業者の賃上げ等が可能。

1. 前回の議論の整理

2. 個別論点

- 託送料金におけるエスカレ反映

- 事業報酬

現在の事業報酬の考え方

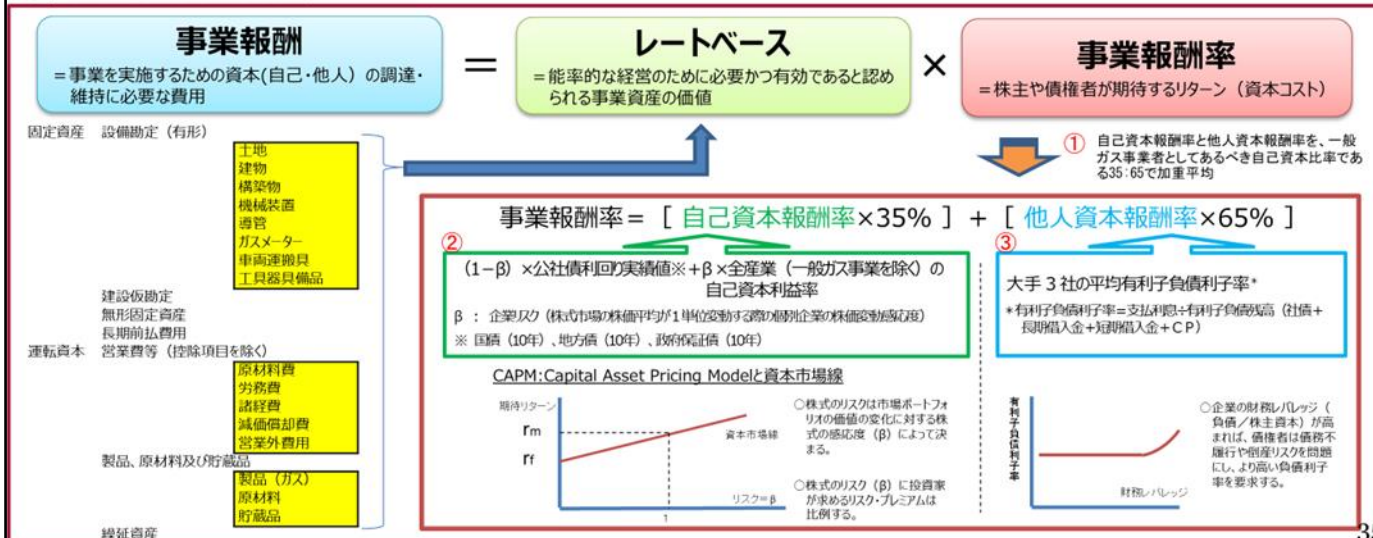
- 事業報酬は、合理的な発展を遂げるのに必要な資金調達コストとして、支払利息及び株主への配当金等に充てるための費用。
- 現在の事業報酬率の算定の考え方は、システム改革以前から導入された考え方を、ガスシステム改革小委において維持するものと整理されたもの。

第27回 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会
資料6から抜粋

3① 現行制度下における事業報酬について

- 現行制度下における事業報酬については、以下の図のとおり、「レートベース」に「事業報酬率」を乗じて算出されているところ、この事業報酬率は、株主や債権者が一般ガス事業に期待するリターンを適切に反映する観点から、①自己資本コスト（自己資本報酬率）と他人資本コスト（他人資本報酬率）を一般ガス事業者としてのあるべき自己資本比率に基づいて加重平均した値（注1）であることとされている。
- また、②自己資本報酬率については、株式市場における一般ガス事業のリスク（β値）（注2）を踏まえた期待収益率が、③他人資本報酬率については、直近1年間の大手3社の平均有利子負債利率が採用されているところである。

(注1) 一般ガス事業供給約款料金算定規則（省令）においては、①については、自己資本報酬率と他人資本報酬率を35:65で加重平均することとされている。
(注2) 全産業株価（TOPIX銘柄）に対する一般ガス事業者の株価の感応度（一般ガス事業の事業経営リスク）であり、市場全体の株式価格が1%上昇する場合の一般ガス事業者の株式の平均上昇率をいう。省令においては、機関投資家等が投資基準として採用しているβ値の採録期間等に鑑み、大手3社の平均β値を直近7年間で単純平均することとしている。



【参考】事業報酬率等の推移

- ガス小売全面自由化以降、ガス導管事業者に係る事業報酬率等は以下のように推移。
- なお、 β 値については、大手3社の平均 β 値を直近7年間で単純平均することとしている。

事業報酬率の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
需要家数 30万戸以上	2.48	2.79	2.85	3.19	3.53	2.99	2.95	2.80	2.91
需要家数 30万戸未満	2.59	2.89	2.93	3.27	3.60	3.03	3.02	2.87	2.97

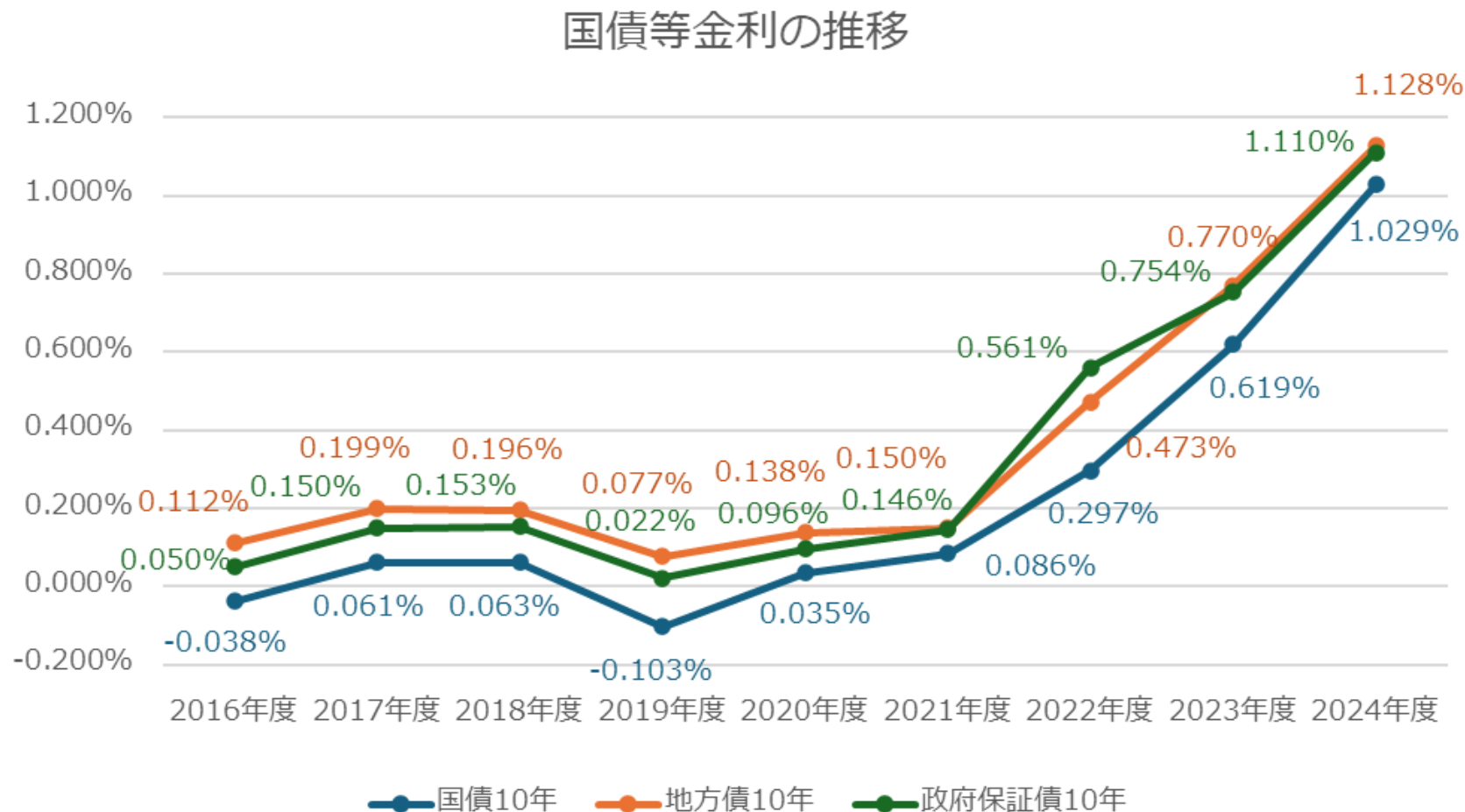
β 値の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
3社平均 (直近7年間)	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
東京ガス	0.88	0.79	0.81	0.55	0.64	0.70	0.49	0.16	0.70
大阪ガス	0.88	0.71	0.74	0.57	0.98	0.76	0.44	0.21	0.72
東邦ガス	0.88	0.66	0.94	0.63	0.58	0.58	0.36	0.90	0.85

※N年度の β 値は算定上、直近7年間（N－8年度からN－2年度）の値を参照して算出されることから、本資料では各社の β 値を2か年度分スライドして記載している（例：2025年度欄に記載している各社の β 値は2023年度の実績に基づいて算出）。

【参考】国債等金利の推移

- 事業報酬率の算出基礎となる公社債利回り※1は足元でも上昇傾向にある。



※1 公社債利回り…国債（10年）・地方債（10年）・政府保証債（10年）の7年間を単純平均したもの
※2 財務省HP掲載、過去の入札結果 <https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/appendix/index.htm>

（出典）第72回料金制度専門会合資料3を一部加工

事業報酬に係る検討の方向性

- 現在の事業報酬に係る制度は、ガスシステム改革以前に導入されたものが、システム改革以降も踏襲され、その後の特段の見直しは行われていないもの。
- ガスシステム改革以降、特に足下においては、物価や人件費等の上昇、金利の見直しといった経済社会情勢が変化し、ガス事業者を取り巻く経営環境も、システム改革を検討していた当時から変わってきている状況。安定供給を支え、健全な事業運営を可能としていくためには、こうした経営環境の変化にも対応できるよう、制度の不断の見直しを検討していくことが重要。
- このため、事業報酬については、他の制度における検討の動向も参考にしつつ、足下の経済社会情勢の変化をより精緻に反映するという視点や、ガス事業の特性や財務環境も踏まえて、データの採録方法や採録期間の見直しといった対応を検討してはどうか。

【参考】電気の託送料金（レベニューキャップ制度：RC）の議論の動向

令和3年11月24日
託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間とりまとめ
詳細参考資料から抜粋

自己資本報酬率と他人資本報酬率の算定方法

- 自己資本報酬率と他人資本報酬率の算定については、現行託送料金制度における算出方法を基本として、以下のとおり、最新の数値や分社化の状況も踏まえた諸元に更新する。

現行制度
における
算出方法

自己資本報酬率

算出式

$$\text{公社債利回り実績率}^{\ast 1} \times (1 - \beta) + \text{全産業の自己資本利益率}^{\ast 2} \times \beta^{\ast 3}$$

- ※1：直近7年間の平均値
- ※2：全ての一般送配電事業者たる法人を除く
- ※3：市場全体の株価が1%上昇するときの旧一般電気事業者の震災前7年間における株価平均上昇率

他人資本報酬率

算出式

$$\text{公社債利回り実績率}^{\ast 4} + \text{震災前の旧一般電気事業者のリスクプレミアム平均値}^{\ast 5}$$

- ※4：直近5年間の平均値
- ※5：(旧一般電気事業者の平均有利子負債利率－公社債利回り実績率)の震災前5年間の平均値

レベニュー
キャップ制
度における
算出方法

算出式

$$\text{公社債利回り実績率} \times (1 - \beta) + \text{全産業の自己資本利益率} \times \beta$$

- ✓ 公社債利回り、全産業の自己資本利益率のいずれについても、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ただし分社化に伴い、一般送配電事業者は非上場会社となっておりβ値が存在しない。β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間における親会社のβ値を用いる。

算出式

$$\text{公社債利回り実績率} + \text{一般送配電事業者のリスクプレミアム平均値}$$

- ✓ 公社債利回りについては、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、分社化後の実績値を用いることも考えられるが、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間の(旧一般電気事業者の平均有利子負債利率－公社債利回り実績率)の平均値を用いる。

2. ⑦事業報酬の取扱い－第1規制期間における取扱い－

- これまでにいただいた御意見を踏まえ、事業報酬の算定式のうち、「公社債利回り実績率」については市場による客観的な指標であることを踏まえると、**事業報酬についても、以下のように第1規制期間における制度措置を行うこと**としてはどうか。
 - 第1規制期間の制度措置の対象年度については、物価等上昇の制度措置と同様に、**2026～2027年度**とする。
 - 算定方法を維持する観点から、「公社債利回り実績率」について、**対象年度の直近5年間の実績の平均に置き換えて、事業報酬率を算定する。**
 - ※ 例えば2026年度分（第1規制期間4年目）については、2021～2025年度の公社債利回り実績の平均を採用
 - 今後、各事業者において見直される合理化した投資量（の実績）を反映したレートベースに**事業報酬率を乗じた事業報酬と、承認額の差分について制度措置を行うこと**とする。
 - 料金の反映方法は、**基本的に翌期調整とするが、事業者による期中調整の申請を可能とする。**
- なお、第2規制期間に向けては、第1規制期間における自己資本比率の推移や、各社の分社化後における財務方針等もよく確認した上で適切な自己資本比率の設定方法についても抜本的な見直しを実施することと整理されている。このため、**上記の措置は第1規制期間における時限的な措置とし、第2規制期間に向けては、自己資本比率やβ値を含めた事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うことが適当と考えられるのではないか。**

3. 第1規制期間における制度措置のまとめ

- 現行の第1規制期間の審査時は、物価等上昇の影響が顕在化しておらず、期間中の物価等変動を考慮しないことと整理された。一方で、その後、人件費・物価関連指標が急激に上昇。さらに事業者は金利上昇に伴う支払利息の増加にも直面している。
- 今後、各事業者は、継続的かつ安定的な事業運営や、取引先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網の更新やGX・DXの推進に支障をきたすことが懸念される。
- 本日を含むこれまでの会合で御審議いただいた第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて、以下のとおり、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしてはどうか。

<第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱い>

論点	第1規制期間における検討論点	具体的な制度措置
①	第1規制期間での制度要否、及び対象とする場合の年度	第1規制期間も制度措置の対象とし、対象は2026・2027年度の2年とする
②	第1規制期間の制度措置の対象とする投資量	各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量（の実績値）とする
③	制度措置の反映方法	翌期調整での反映を基本とするが、事業者による期中調整の申請を可能とする制度とする
④	制度措置の対象とする費用項目	事後検証費用・控除収益・制御不能費用を除く、OPEX・CAPEX・次世代投資費用・その他費用を対象とする（一部対象外とする原価区分あり）
⑤	物価等上昇の影響額算定の基準年度	制度措置の基準年度を2021年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映
⑥	適用する客観的な公表指標	費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター（電力）を適用
⑦	事業報酬の取扱い	第1規制期間のうち、2026・2027年度の2年を対象に、事業報酬率のうち、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、差分を措置することとし、反映方法は論点③と同様とする

4. 第2規制期間に向けた検討課題

- 物価等上昇及び事業報酬に関して、第1規制期間の制度措置について、御議論いただいたところ。
- 第2規制期間に向けては、例えば以下のような論点が考えられるため、今後継続的に検討していくこととしてはどうか。

課題	第2規制期間に向けた検討課題（例）	各課題の詳細
①	制度措置後の状況の継続的な検証	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第1規制期間における制度措置後の状況（物価等上昇の影響や電気工事事業者への賃上げの状況等）を継続的に検証した上で、第2規制期間における制度内容についても、必要に応じて適切な見直しを検討してはどうか。
②	事業報酬にかかる検討	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業報酬については、第2規制期間に向けて、公社債利回りに加えて、自己資本比率やβ値を含めた事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うこととしてはどうか。
③	物価等上昇を考慮した審査のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第2規制期間の収入上限の算定において、現行の参照期間5年平均ではなく、直近の費用実績等をベースとするなど、第1規制期間中の物価や労務費の上昇を適切に反映する形で審査を行うことを検討してはどうか。
④	ロスシェア・プロフィットシェアのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 物価等の変動に伴う費用変動分については、2023～2025年度分や制度措置額との乖離分も含めて、規制期間終了後のロスシェア・プロフィットシェアの算定において除外すること等を検討してはどうか。 ➢ ただし、物価等変動に伴う費用変動分の特定手法について検討が必要な点に留意